

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年1月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次 長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書 記	山中 詩織
書 記	渋谷 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

7番	寺澤 克己	8番	吉野 幹雄
----	-------	----	-------



議長                    それでは議案一覧表に基づき、第1号議案から第4号議案を上程します。

                          それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局                議案書1ページをご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書意見決定についてです。

                          【議案説明】

                          譲受人は■■■■に居住し、水稻、畑を耕作しています。譲渡人は減農を希望していたところ、農業経営の拡大を希望する譲受人との間で贈与での合意がまとまり、本申請となりました。下限面積は満たしており、耕作について意欲的であります。また、後継者が農業経営を引き継ぐことを誓約しているため許可相当であると見込まれます。

                          議案書3ページをご覧ください。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

                          【議案説明】

                          譲受人は申請地の南側に居住し、本人及び家族が所有する車が4台あるものの、駐車スペースが1台しかなく、これまでは自宅東側の隣接する土地に所有者の厚意により駐車を許してもらっていましたが、今般、愛知県の公共事業による土地買収により、その場所がなくなってしまったため、駐車スペースの確保が急務となりました。幸いにも北側土地の購入の話がまとまったため、本申請となりました。汚水の排水はありません。雨水は敷地内に自然浸透させます。

                          農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑦番、オー(ア)ーb、エー(ア)ーb-(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の5ページをご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。今月の案件は38件です。すべて農地中間管理機構への利用権設定です。

議案書の19ページをご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第3号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。20、21ページが[REDACTED]、22ページが[REDACTED]、23ページから25ページが[REDACTED]、26ページが[REDACTED]、27ページが[REDACTED]への配分計画案です。なお、28ページの39番の案件は[REDACTED]へ配分されていたものを作業効率化のため、[REDACTED]に付け替えを行うものです。

議長 　　ただいま事務局から、第1号議案から第4号議案までの説明がありました。これについて、質問、意見はありませんか。

小澤委員 　　3番小澤です。農地法5条の規定による許可申請でございますが、申請書に捨印が押してありますが、加筆条項が書いてありません。これは原則的に7字加入と書くのが普通だと思いますが、どうでしょうか。

事務局 　　ただいま小澤委員の方からご意見いただきました点について説明させていただきます。農地法第5条の許可申請書の方に、雨水は自然浸透ということで、行政書士の方で7字追加で加筆した箇所がありますが、捨印に7字加入という記載が抜けておりました。この件については、担当の行政書士の方へ連絡を入れさせていただきまして、7字加入という形で追記していただくように、事務局の方から手続きを依頼します。現時点では申請書から抜け

落ちておりますが、そこは是正していただくということで、審査の方をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明でよかったですでしょうか。要するに申請書は後で事項を付け加えられているのですよね。せっかく捨印が欄外にあるものですから、あとから加筆したものについては、その捨印の下に何字加入と書けば、正式なものになるのですが、それが抜けておったということですのでございますので、今後受け付けるときにはそこら辺の確認もお願いしたいと思います。

その他に、質問・意見はよろしいでしょうか。

質問、意見はないようですので、ここで地区審議をお願いします。

午後 2 時 1 8 分 地区審議

午後 2 時 2 5 分 開議

議長

ただいまから総会を再開させていただきたいと思いますが、事務局から連絡がございますので、先にそちらをお願いします。

事務局

それでは先ほど小澤委員からいただきました質問について回答の訂正をさせていただきたいところがございます。

早速私の方で行政書士の担当の方に連絡を入れさせていただきました。こちらにつきましては委任を受けており、申請書提出時に窓口で加筆をしているということで、こういった場合は、捨印による訂正ではなく、代理を受けた本人に代わる方が自筆で書かれているため捨印での訂正は必要ありません。事務局の方ですとか、また第三者の方が直す時には、捨印で何字加筆、削除といった形で修正するということになります。本人が直す場合は捨印での訂正がいない場合もあるということで先ほどの説明を訂正いたしますのでご理解をお願いいたします。

議長

ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、ただい

まのご説明に何かご質問はありますでしょうか。

ではないようでございますので議事の方を進めさせていただきます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。1号議案につきましては、許可相当とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第1号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について城東地区お願いします。

日比野委員 4番日比野です。審議の結果可とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第2号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは、本議案について可と決定しました。

                          続いて第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

                          1番から4番につきまして犬山地区お願いします。

高木委員                2番高木です。可といたします。

議長                    5番から17番につきまして城東地区お願いします。

小澤委員                3番小澤です。5番から17番について地区審議の結果可といたします。

議長                    18番から27番について羽黒地区お願いします。

吉野委員                8番吉野です。18番より27番までの案件についてお答えいたします。審議の結果、すべて可といたします。

議長                    28番から35番について池野地区お願いします。

澤野委員                6番澤野です。28番から35番、池野地区として可といたします。

議長                    36番から38番について楽田地区お願いします。

伊藤委員                9番伊藤です。かねてより耕作放棄の懸案事項ですが、これで解消されるということで可といたします。

議長                    ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

                          第3号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定して

よいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて4号議案にはいりますが、本議案には[ ]が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、しばらくの間ご退席をお願いします。

【[ ]退室】

議長 それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番から4番について犬山地区をお願いします。

高木委員 2番高木です。1番2番4番が[ ]。3番が[ ]にやってもらえるということで問題ありません。可といたします。

議長 5番から17番及び39番について城東地区をお願いします。

小澤委員 3番小澤です。地区審議の結果、5番から17番及び39番について許可相当とします。

議長 18番から27番について羽黒地区をお願いします。

吉野委員 8番吉野です。18番から27番について審議の結果可といたします。

議長 28番から35番について池野地区をお願いします。

澤野委員 6番澤野です。地区審議の結果、28番から35番について可  
といたします。

議長 36番から38番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたの  
で、全委員さんにお諮りします。

第4号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定して  
よいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。  
■■■■■は席へお戻りください。

【■■■■■着席】

議長 次に報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の29ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4  
条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について、今月の  
報告は1件です。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。報告第2号、  
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理につ  
いて、今月の報告は8件です。また、1点訂正がございます。報  
告第2号の5番の案件について、合計面積が2,629㎡と記載  
しておりますが、正しくは2,964㎡ですので修正をお願いします。  
ます。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話しください。

澤野委員 6番澤野です。報告第2号ですが、二本木で老人ホームとありますが場所はどこでしょうか。

【地図による説明】

議長 ご質問いただいたことは各地区だけの問題ではないので、委員全体が共有すべきかと思います。総会で諮っているものなので、事務局の方も皆にご説明をいただいた方がいいのではないかなと感じますがいかがでしょうか。

事務局長 私の方から説明させていただきます。

この場所はヒルズイルカという新しい団地がありますが、そのすぐ北側のところになります。ここは市街化区域で老人ホームが建てられる場所となっております、土地の盛土切土もさわらないものですから、特にここは問題なく、老人ホームが建てられる場所となっております。

そして、今会長から話があったように、ここでの質疑で出たものは当然全員共有すべきと考えております。休憩時間等に出た質問の場合は、個々に回って説明しますが、会長がおっしゃられた通り、会議の中で出た質問に関しては、1件ずつ説明させていただくのが本来ですので、大変申し訳ございませんでした。

議長 その他ご質問、ご意見などありますでしょうか。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。